ただし、次に掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事の経験とはみなさない。
・同種工事の契約時点で上記⒀イの資格を有していること。
・同種工事の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

ハ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⒁　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

イ　会社としての「契約不適合処理体制」が整備されていること。

ロ　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

ハ　構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⒂　平成30年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

イ　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

ロ　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒃　低入札価格調査対象となった場合には、上記⒀に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒄　次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。

イ　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

ロ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ハ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒅　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⒄をすべて満たす者で構成され、かつ、次のイ及びロにより構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

イ　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては、20％以上であること。

ロ　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⒆　共同企業体としての資格の認定申請等

イ　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記４⑵の申請書及び資料の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（資料提出期限日の１週間前までに提出すること。）

なお、下記４⑵の提出期間内に申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

ロ　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分に基づき評価する。

⑵　総合評価の方法　上記⑴の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目に係る提案について点数化し、「技術評価点」として最大40点を与える。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は「入札価格」、「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、「価格評価点」、「技術評価点」、「施工体制評価点」により算定する以下の数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
・評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点
・価格評価点　100×（１－入札価格／予定価格）
・技術評価点　上記⑵による得点の合計（最大40点）
・施工体制評価点　下記⑷による得点の合計（最大30点）

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑷　施工体制評価点について　施工体制評価点は、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点は以下のとおりとする。詳細は入札説明書による。
・「品質確保の実効性」（最大15点）
・「施工体制確保の確実性」（最大15点）

⑸　履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

⑹　当機構が評価した「施工計画」に関する提案は、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において工事請負契約書及び契約図書とは別に、内容、履行確認、不履行の場合の措置等について、当機構と工事受注者間で「施工計画・技術提案の履行に係る覚書」を交換するものとする。

４　入札手続等

⑴　設計図面及び現場説明書等の交付方法、期間及び場所

イ　交付方法　設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、機構HP掲載の入札公告別添のＦＡＸ専用の交付申込書により交付方法を次の⑷又は⑸から選択し、以下の期間に申し込むこと。

⑷　設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付

⑸　設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付

ロ　交付期間

⑷　交付期間　令和２年11月19日（木）から令和２年12月24日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

⑸　申込み先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　コピーセンター受託業者「株式会社ときわコピー」ＦＡＸ03―5323―4785（この番号は、総務部首都圏入札課のＦＡＸ番号）

⑹　問合せ先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札課　電話03―5323―2574

⑵　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

イ　申請書の提出方法、期間及び場所

⑷　提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札方式による場合は、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。この場合、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出すること。